

橋本市個別現地訪問支援補助金のご案内

まち案内や移住相談等の活動を行うために、橋本市に訪問するために要した交通費を補助します。この機会にぜひ、橋本市への移住をご検討ください。

◆補助金額

居住地から補助対象活動地までに要する経済的かつ合理的な往路交通費(往路に係る鉄道賃、航空賃及び高速道路利用料に限る。)

(補助上限額)

出発地	鉄道賃及び航空賃	高速道路利用料
東京都	20,000	7,200
千葉県	20,000	8,000
埼玉県	20,000	7,500
神奈川県	20,000	6,200

◆補助対象要件

【対象者】

- 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に居住している方(一部地域を除く)
- 市税を完納している方
- 補助対象活動に対して、他の補助金を受けていない又は受ける予定がない方
- 市内の事業所等が行う採用試験又はインターンシップに参加しない方や就職又は転勤が決まっている方
- 学術研究の目的で滞在する予定でない方
- 4月1日時点で18歳以上であり、学生でない方(同行者の場合は可)

【補助対象活動】

〈初めて補助金の交付を受ける者〉

- (1)まち案内及び移住相談を受ける活動

〈二回目の補助金の交付を受ける者又は今回の補助金申請日1年前から同申請日までの間にまち案内及び移住相談を受けたことがある者〉

- (2)過去に市内に移住した者を訪問する活動

- (3)地域の関係者を訪問する活動

- (4)仕事関係者(就職希望先)を訪問する活動

※すでに就職又は転勤が決まっている者や採用試験やインターンシップに参加する者は除く

- (5)住まい関係者(空き家所有者、不動産事業者等)を訪問又は空き家の現地確認を行う活動

◆申請方法・期間

※申請時には、印鑑をお持ちください。期限：補助対象活動日から起算して10日後

○事前に橋本市移住相談窓口に相談して下さい。(0736-33-6106)

- 申請書に必要書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請してください。(郵送による受付は行いません。)

- 同一世帯の同行者についても1名まで交付の対象となります。

- 申請は一世帯につき2回を上限とします。

【添付書類】※いずれも発行日から1ヶ月以内のもの コピーは不可とします。

添付書類	備考
補助対象全員分の住民票の写し	本籍・続柄記載されたもの
補助対象活動者及び満18歳以上の同行者の市税完納証明書等	滞納がないとわかる証明書 ※課税がなければ非課税証明
補助対象経費に係る領収書の写し等	実際に支払った交通費が分かる書類

申請受付窓口・問い合わせ先

橋本市移住相談窓口(橋本市 経済推進部 シティプロモーション課 交流定住係内)

電話：0736-33-6106(直通) 電子メール：chiikishn@city.hashimoto.lg.jp



□ チェックリスト

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に居住している(条件不利地域を除く)
(条件不利地域)
【東京都】:檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
【埼玉県】:秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
【千葉県】:銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
【神奈川県】:三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村 |
| <input type="checkbox"/> 補助対象活動に対して、他の補助金を受けていない、受ける予定がない
例) 和歌山県個別現地訪問支援補助金 等 |
| <input type="checkbox"/> 市税を滞納していない |
| <input type="checkbox"/> 4月1日時点において、18歳以上であり、学生ではない(同行者はこの限りではない。) |
| <input type="checkbox"/> 市内の事業所等が行う採用試験又はインターンシップに参加しない |
| <input type="checkbox"/> 市内の事業所等への就職又は転勤が決まっていない |
| <input type="checkbox"/> 学術研究の目的で滞在する予定でない |
| <input type="checkbox"/> 下記の活動をおこなった
<初めて補助金の交付を受ける者>
(1)まち案内及び移住相談を受ける活動
<二回目の補助金の交付を受ける者又は令和5年3月31日以前において、まち案内及び移住相談を受けたことがある者>
(2)過去に市内に移住した者を訪問する活動
(3)地域の関係者を訪問する活動
(4)仕事関係者(就職希望先)を訪問する活動
(5)住まい関係者(空き家所有者、不動産事業者等)を訪問又は空き家の現地確認を行う活動 |
| <input type="checkbox"/> 電車 or 飛行機 or 自動車 で橋本市にきた |
| <input type="checkbox"/> 事前に橋本市移住相談窓口に相談した |